

## 実施要領等に関する回答書

令和5年5月15日

福島県経営金融課長

業務名	ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
本業務全般	<p>本業務と類似した業務を実施したことがあるか。 あるのであれば、そのときの実施内容、抽出した課題等ご教示いただけるか。</p>	<p>令和4年度に商工労働部産業人材育成課において、中小企業（製造業）を対象とした「ものづくり産業におけるDX人材育成事業」を実施しました。 具体的な事業内容は産業人材育成課ホームページをご確認ください。 (<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/training-support.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/training-support.html</a>) なお、支援先や詳細な支援内容は公表しておりません。</p>
募集要領P.3	<p>7 公募型プロポーザル参加申込及び参加資格審査 参加要件として福島県内に支店や営業所が必須でしょうか。 例えば、コンソーシアム企業が福島県内に本店があればよろしいかも合わせてご教授ください。</p>	<p>プロポーザル参加者の資格要件は募集要領4のとおりであり、県内に支店や営業所を有する必要はありません。</p>
募集要領P.3	<p>8 (3) - ア 企画提案書の様式について、形式は任意とありますが、表紙（様式5-1）を付けて中身については、パワーポイントで作成した横向きの資料でも良いのでしょうか？</p>	<p>表紙以外の形式は任意となりますので、パワーポイントで作成いただいてもかまいません。</p>
募集要領P.3	<p>8 (3) - ア 企画提案書のページ数について、企画提案書のA4判20ページ以内とは両面印刷（スライド40ページ）でしょうか。もしくは片面印刷（スライド20ページ相当）を想定でしょうか。</p>	<p>企画提案書は片面印刷（スライド20ページ相当）としてください。</p>

<p>募集要項 P. 6</p>	<p>12- (2) 契約保証金について 当事業の契約保証金は、特定非営利活動法人の場合でも納付が必要でしょうか。ご教授ください。</p>	<p>福島県財務規則第229条第1項のいずれかに該当しない場合は、特定非営利活動法人の場合でも納付が必要になります。</p>
<p>募集要項 P. 6</p>	<p>12- (2) 契約保証金について 契約保証金を納める場合の具体的な計算方式をご教授ください。</p>	<p>契約保証金は契約額の100分の5以上の額となります。</p>
<p>募集要領 様式5-2</p>	<p>様式5-2 本業務統括責任者の経験年数について、記載上の注意に「人事労務又は就職支援に関する経験年数」とありますが、こちらの経験は必須でしょうか？ 本事業に関連する、同類の事業運営や企業に対する支援実績年数を記載してもよろしいでしょうか？</p>	<p>人事労務又は就職支援に関連する経験がない場合は、「中小企業等のDX推進に関する経験」など、本業務に関連する実績を記載してください。 なお、中小企業等のDX推進に関する経験等は必須ではありませんが本事業を円滑に遂行できる方を配置してください。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 1, 2</p>	<p>4- (1) DX理解促進・普及啓発セミナー及び 4- (3) 成果発表会の告知・集客は本業務に含まれるか。 また、4- (3) 成果発表会の集客目標数はどのくらいか。</p>	<p>セミナー及び成果発表会の告知・集客は業務に含まれます。 また、成果発表会の集客目標数は100者程度とします。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 1, 2</p>	<p>4 (1) DX理解促進・普及啓発セミナーへの集客に関して ① 本事業に係る周知について福島県様のご協力をいただくことは可能でしょうか（県のホームページ等での告知、地域金融機関や商工会等へのご紹介等、想定している手法がございましたらご教示ください） ② ア、イの2種類のセミナーにはそれぞれで100者程度を集客する見込みでしょうか。もしくは2種類のセミナーに重複して参加される企業様も想定でしょうか。</p>	<p>① 県経営金融課のホームページに事業広報用のページを作成し、受託者が作成する特設ホームページへのリンクやセミナー等の案内を掲載することが可能です。 商工団体等や地域金融機関に対しては、通知文書や訪問により事業の周知やセミナー参加の依頼を想定しています。 ② 2種類のセミナーでそれぞれ100者程度を想定していますが、2種類のセミナー参加者は重複していてもかまいません。</p>

4 (2) 専門家による伴走支援プログラムの支援イメージについて

① ア 短期伴走支援でのご支援イメージ（支援内容、工数、現地訪問等）がありましたらご教示いただけますと幸いです。  
例：90分×4回のWEB定例会議等

② イ 長期伴走支援で10社程度の採択企業に対しての専門家等によるアドバイス又はメンタリングの頻度や手法（訪問・WEB、等）、1回あたりの時間についての福島県様にて想定している内容、もしくは類似の事例にて参考になる実績があればご教示頂けますでしょうか。

伴走支援例は下記を参考としてください。実際の支援にあたっては受託者、専門家、伴走支援先企業間で協議の上、伴走支援方法を検討してください。

①短期伴走支援（例：親族経営の小規模事業者を想定）

- ・伴走支援の回数：週1～2回程度
- ・1回あたりの支援時間：数時間～1日程度
- ・現地訪問：原則現地にて実施
- ・スケジュール

（1週目）受託者、専門家、代表者（経営者）を交え、現状の課題を確認する。また事業者のデジタル技術等に関する導入、理解状況を確認し、目指すべきデジタル技術等導入（例：書類（帳簿、請求書等）の電子化、ホームページ作成やオンライン販売開始）の方向性を決定。

（2～3週目）当該デジタル技術等を導入に関する助言の上、代表者による導入の可否を検討

（3～4週目）デジタル技術の導入開始。フィードバック及び伴走支援終了後の方向性を検討。

②長期伴走支援（例：経営者層以外に社員が数十名程度おり、複数の部署が存在する中小企業を想定）

- ・伴走支援の回数：月4～8回程度
- ・1回あたりの支援時間：数時間～半日程度
- ・現地訪問：原則WEB。初回及び月1回程度の定例会議は現地で実施。
- ・スケジュール

（1か月目）受託者、専門家、経営者、社員等を交えた会議体を形成。支援先企業におけるデジタル技術の導入状況や課題を分析し、業務改善に有効なデジタル技術の導入について検討を行う。

（2～3か月目）専門家によるデジタル技術・ツール等を活用した業務改善方法の提案。支援先企業における実施可否の検討の上、デジタル技術・ツール等導入による業務改善を開始。

（4か月目）業務改善状況の確認。フィードバック及び伴走支援終了後の方向性を検討（例：ツール導入が効果的であったため導入を継続。ツール導入の業務改善効果が低く、別のデジタル技術導入を検討する等）

<p>業務委託仕様書 P. 2</p>	<p>4- (2) 専門家による伴走支援プログラムにおける専門家の伴走支援は、訪問が必須か。オンラインによる業務実施でもよいか。</p>	<p>本課で企業訪問、オンライン業務の有無、回数、時間の指定は行いません。受託者が専門家及び伴走支援先企業間で協議の上、企業訪問、オンライン業務の有無、必要な訪問回数等を決定してください。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 2</p>	<p>4- (2) 専門家による伴走支援プログラムにおいて、こちらがマッチングした専門家について受け入れ先企業による諾否があるか。</p>	<p>本課で想定しているマッチングとは、受託者が経営課題の解決に資する専門家と伴走支援の内容を伴走支援先企業に提示した上で、伴走支援先企業が当該専門家による支援を承諾してはじめて成立となります。 このことから、受託者が提示した専門家及びその支援内容が伴走支援先企業に否定され、異なる専門家による支援を求められる可能性があります。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 2</p>	<p>5 実施体制について 事務局の設置場所について、セキュリティ要件やその他要件があればご教授ください。</p>	<p>事務局の設置場所について、セキュリティ要件やその他要件はありません。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 3</p>	<p>7 委託業務対象経費について、インターネット広告等の広告宣伝費を計上しても良いかご教授ください。</p>	<p>事業の実施に関する業務であれば、広告宣伝費として計上してかまいません。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 3</p>	<p>7 委託業務対象経費について、旅費の具体的な計算方法をご教授ください。 福島県の旅費規程に準ずるのか、もしくは独自基準でよろしいでしょうか？（独自基準はYahoo!乗り換え案内を想定しています。）</p>	<p>旅費については、県の旅費規程ではなく受託者の既存の内規等に基づき計算してください。 内規等がない場合には、インターネットの旅費計算サイトを活用するなど合理的な経路・手段で計算してください。</p>

<p>業務委託仕様書 P. 4</p>	<p>12- (2) 再委託の禁止 事務局運営についてコンソーシアムを組むことを検討しているが、このコンソーシアム参加企業に委託することは認められるでしょうか。 また、認める場合は、全事業費に占める再委託経費割合に制限などあるかご教授ください。</p>	<p>コンソーシアム（複数企業による共同企業体）で事業を実施する場合において、県から承認を得た場合に限り、コンソーシアム構成員の企業に一部の業務を再委託することができます。 また、全事業費に占める再委託額に制限等はありませんが、一括再委託と認められる場合、再委託額の積算が不透明である場合、再委託を承認しないことがあります。</p> <p>なお、コンソーシアムを結成する場合は以下のとおりとしてください。</p> <p>ア コンソーシアムで事業を実施するにあたって、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ代表者を定めること。 イ コンソーシアムを構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。 ウ コンソーシアムを構成する全ての事業者は、本プロポーザルへの単独提案又は本プロポーザルに提案する他のコンソーシアムへの参加を行っていないこと。 エ コンソーシアムを構成する全ての事業者は、募集要領4（1）から（6）に定める資格要件を満たすものとし、（7）に定める資格要件については少なくとも構成員の1者以上が満たすこと。</p>
<p>業務委託仕様書 P. 4</p>	<p>10 委託料の精算及び支払い（概算委託契約）について 委託料の支払いタイミングや概算払いは可能かご教授ください。 また概算払いの請求回数に制限はありますか？</p>	<p>業務遂行に必要と認められる額（下記の例であれば4半期毎に必要な額）に限り概算払を行います。 なお、概算払の請求回数に制限はありませんが、本課では4半期毎（6月下旬、9月下旬、12月下旬、2月下旬）の支払いを想定しています。</p>